

○ 講習の時間数等を定める告示（平成十七年七月四日文部科学省告示第九十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前																
<p>（用語）</p> <p><del>第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則において使用する用語の例による。</del></p> <p>（資格講習の時間数）</p> <p>第一条の二 <del>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。</del></p>	<p>（新設）</p> <p>（資格講習の時間数）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 928 864 1018">資格講習の課目</th> <th data-bbox="864 928 1070 1018">時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1018 864 1107">一 （略）</td> <td data-bbox="864 1018 1070 1107">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1107 864 1289">二 <del>放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目</del></td> <td data-bbox="864 1107 1070 1289">八時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1289 864 1378">三 （略）</td> <td data-bbox="864 1289 1070 1378">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	資格講習の課目	時間数	一 （略）	（略）	二 <del>放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目</del>	八時間	三 （略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 928 1800 1018">資格講習の課目</th> <th data-bbox="1800 928 2007 1018">時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1018 1800 1107">一 （略）</td> <td data-bbox="1800 1018 2007 1107">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1107 1800 1289">二 <del>放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射線発生装置による汚染された物並びに放射性同位元素による汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目</del></td> <td data-bbox="1800 1107 2007 1289">八時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1289 1800 1378">三 （略）</td> <td data-bbox="1800 1289 2007 1378">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	資格講習の課目	時間数	一 （略）	（略）	二 <del>放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射線発生装置による汚染された物並びに放射性同位元素による汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目</del>	八時間	三 （略）	（略）
資格講習の課目	時間数																
一 （略）	（略）																
二 <del>放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目</del>	八時間																
三 （略）	（略）																
資格講習の課目	時間数																
一 （略）	（略）																
二 <del>放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射線発生装置による汚染された物並びに放射性同位元素による汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目</del>	八時間																
三 （略）	（略）																

四 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目

十二時間

2 ～ 3 (略)

(定期講習の時間数)

第三条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（本条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 (略)	(略)
二 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置及び放射化物の取扱いに関する課目	一時間三十分

四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目

十二時間

2 ～ 3 (略)

(定期講習の時間数)

第三条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（本条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 (略)	(略)
二 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置の取扱いに関する課目	一時間三十分

三 (略)	(略)
四 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一～三 (略)	(略)
四 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

3 届出販売業者又は届出貨貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 (略)	(略)

三 (略)	(略)
四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一～三 (略)	(略)
四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

3 届出販売業者又は届出貨貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 (略)	(略)

二 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間
--	-----

4 許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 (略)	(略)
二 放射性同位元素及び放射性汚染物の取扱いに関する課目	一時間
三 (略)	(略)
四 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

二 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間
---	-----

4 許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一 (略)	(略)
二 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目	一時間
三 (略)	(略)
四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間